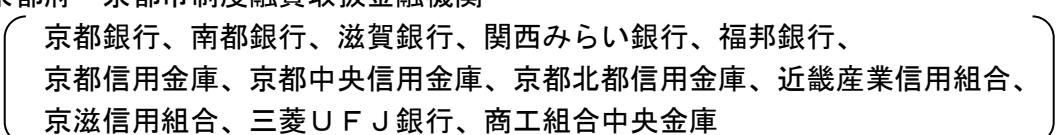


## 新型コロナウイルス対応緊急資金

災害対策緊急資金（セーフティネット4号）  
及び「あんしん借換資金（危機関連枠）」

新型コロナウイルス感染症の発生による影響を受け、売上げが減少する等、業況が悪化している中小企業者等の皆様を支援するため、融資制度を実施しておりますので、御活用ください。

融資対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆京都府内に事業所又は営業所があり、府内で6ヶ月以上（セーフティネット保証4号は1年以上）継続して同一事業を行っている中小企業者、組合又は特定非営利活動法人で、新型コロナウイルス感染症の発生による影響を受け、経営状況が悪化している方</li> <li>◆詳細は、裏面参照</li> </ul> <p><b>《中小企業者》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎法人の場合…府内に事業所又は営業所がある企業</li> <li>◎個人の場合…原則、府内において所得税、事業税を申告している方</li> </ul> <p><b>《組合》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等</li> </ul> <p><b>《特定非営利活動法人》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>府内に事務所を有する特定非営利活動法人</li> </ul> <p><b>※京都府税・京都市税（京都市内に事業所等を有しない方は府税のみ）の滞納がないこと</b></p>
資金用途 融資期間等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆運転資金、設備資金 10年以内 &lt;原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、2年内の据置可&gt;</li> </ul>
融資利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆詳細は、裏面参照</li> </ul>
融資限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆詳細は、裏面参照</li> </ul>
担保・保証人	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆保証協会の信用保証が必要 &lt;原則、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は不要&gt;</li> </ul>
受付機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関           <div style="text-align: right; margin-right: 10px;">  </div> </li> </ul>
実施期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆融資制度によって実施期間が異なります。詳細は裏面参照</li> </ul>

※ 御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。

## 新型コロナウイルス対応緊急資金等 融資概要

融資名	新型コロナウイルス対応緊急資金		災害対策緊急資金	あんしん借換資金
対象保証制度	普通保証	セーフティネット保証5号	セーフティネット保証4号	危機関連枠
対象となる中小企業者等	①直近1ヶ月間の売上高等が前年同期に比べ10%以上減少している方 または ②直近1ヶ月間の原材料費等が前年同期に比べ10%以上高騰しており、かつ、経営状況が悪化している方	<業種指定> 市町村長の認定を受けた特定中小企業者(※1)	<府内全市町村指定> 市町村長の認定を受けた特定中小企業者(※2)	<事象指定> 市町村長の認定を受けた特例中小企業者(※3)
融資利率(固定金利)	年1.2%	同左	年0.9%	新規:年1.1% 借換:年1.7%
融資期間	10年間(据置2年以内)	同左	10年間(据置2年以内)	10年間(据置2年以内)
資金用途	運転資金及び設備資金	同左	運転資金及び設備資金	運転資金及び設備資金
融資限度額	有担保2億円 無担保8千万円	普通保証とは別枠で 有担保2億円 無担保8千万円	普通保証及びセーフティネット保証とは別枠で2億8千万円	
信用保証料率	0.45%~1.70%	0.75%(一律)	0.9%(一律)	0.8%(一律)
セーフティネットまたは危機関連の適用期間	—	令和2年3月6日 ~令和3年1月31日	令和2年2月18日 ~令和2年12月1日	令和2年2月1日 ~令和3年1月31日
実施期間	令和2年2月6日 ~令和2年9月30日 (※普通保証の設備資金は令和2年3月2日から対象)		令和2年2月18日 ~令和2年12月1日	令和2年2月1日 ~令和3年1月31日

(※1) セーフティネット保証5号に係る対象要件

次の①、②の要件のいずれかを満たす方

①指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者。ただし、時限的な運用緩和として、2月以降直近3ヶ月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3ヶ月間の売上高等の減少でも可

②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者

(※2) セーフティネット保証4号に係る対象要件

次の①、②の要件を全て満たす方

①適用地域内(京都府内の全市町村)において、1年以上継続して事業を行っていること。

②災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

(※3) 危機関連保証に係る対象要件

原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる方